

子どもと子育て世代のために & 持続可能な社会保障制度構築のために、
予定通りの時期に、消費税を10%に引き上げることに賛成いたします。

大日向雅美
恵泉女学園大学平和学研究科教授
NPO 法人あい・ぽーとステーション代表理事
子育てひろば「あい・ぽーと」施設長

専門は発達心理学。大学で親子関係や女性のライフスタイル等について研究・講義をすると共に、2003年から都内でNPO法人を立ち上げ、地域の子育て・家族支援の活動をしている立場から、本日は若い世代の声や子育て中の親の声を踏まえてお話をさせていただきます。

<本書面の概要（10%への引上げを延期できない理由について）>

- ① 子育て世代やこれから子どもを産むかどうか思案に促されている世代にとって、この1~2年のタイムラグや政府への信頼の失墜が取り返しのつかないことになること。
- ② 子ども・子育て支援新制度の要である子育て支援の「質」の向上がまだ実施されておらず、早急に2%増率分で恒久財源を得る必要があること。
- ③ 少子化・人口減少を食い止めるには、社会保障制度全体に対して子どもを産み育てる世代が納得感と信頼感をもって参画できるような枠組みを一刻も早く構築する必要があること。

今、日本社会が直面している未曾有の少子化・人口減少に真の危機感をもって本気で取り組まなければ、日本の未来はありません。少子化の現状・原因について徹底した分析と一刻も早い果敢な対策をお願いいたします。

「参考」このまま人口減少が進めば、2050年には、現在の居住地のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、2割の地域では無居住化すると推計されている。

（出典：第3回まち・ひと・しごと創生会議(11/6)資料 「長期ビジョン」骨子(案)）

なぜ少子化に？ 若い世代 &子どもと子育て世代は、今、悲鳴をあげています。

1 「孤育て」（孤独な子育て）に奮闘し、日々ストレスや不安を募らせている親の急増

“育児に励んでいる毎日は 24 時間営業のコンビニを一人で切り盛りしているみたい”と嘆く母親たち。4人に1人は子育ての悩みを相談できる人がいないと回答。

2 妊娠中から必死に「保活」（保育所入所のための活動）

若い世代は厳しい「就活」を経てやっと就職が可能となることから、働き続けることは当然と思う一方、子どもの預け先不足から、妊娠したら「保活」をしなければならない。子育てのためにも共稼ぎは必須（経済的な不安から、結婚や子どもを持つことをためらう若者も多い）。

3 育児休業を早目に切り上げて復職せざるを得ない

本当は育児休業をしっかりとりたい。しかし、企業のワークライフバランスも不十分。「保活」も厳しい。妊娠・出産前後に退職した理由のうち、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさを挙げる人が 26.1%。

4 保育所か幼稚園かに分かれている問題点

就学前の子どもの多くは、親の就労の有無等で所管（厚生労働省/文部科学省）も根拠法（児童福祉法/学校教育法）も異なる環境に置かれ、親の働き方が変わる度にいずれかの施設を右往左往。

* 保育所は 1 日 8 時間 0～5 歳児 専業主婦世帯は利用不可

* 幼稚園は 1 日 4 時間 3～5 歳児 共働き世帯は事実上利用困難

5 子どもが小学校に上がってから、働き続けることが困難に

放課後児童対策の遅れによる「小1の壁」問題。

6 親の生活状況の悪化等により、社会的養護を必要とする子どもも急増

7 子どもの貧困問題も深刻

子ども時代の貧困は教育格差・健康格差となり大人の貧困へと連鎖。

子育て支援（子ども・子育て支援新制度）は、まったなしの状況です。

1 子育て世代の悩み・葛藤・育児困難現象は極めて深刻です。

若い世代は産むことを躊躇。働き続けることにも不安を感じています。

⇒現状のままでは少子化は一層加速化。女性の活躍も不可能

2 こうした問題の解決を目指した「子ども・子育て支援新制度」が来春スタート予定です。

・全ての子どもに良質な発達環境を整備し、多様なライフスタイルを尊重しつつ、親が安心して子育てと仕事の両立を保障することを目指して、1990年の1.57ショックから四半世紀をかけ、識者・関係団体・親当事者・行政府等が懸命に議論を重ねてきた成果です。

・「保育の質・量の拡充」「親の生活スタイルの違いにかかわらず、どこに住んでいても、児童福祉法と学校教育法に保障された保育と幼児期の教育の両方を受けられる環境(＝認定こども園)の普及整備」「各地域に子育て支援拠点を整備」「放課後児童対策」「社会的養護対策」「地域の実情に応じた多様な保育の整備」「地域の子育て支援の適切な利用を可能とする利用者支援制度」「企業のワークライフバランスの普及徹底」等々、現在の社会情勢、現役世代の環境に最大限の対応が可能な制度となります。

3 子ども・子育て支援新制度が予定通り開始できるか否かは財源確保にかかっています。

・「社会保障と税の一体改革関連法」制定の際、消費税から0.7兆円＋それ以外から0.3兆円超、総額で1兆円超を子ども・子育て分野に充当することを公約。円滑な施行のためには、予定通り消費税10%の引き上げは必須。(参考1)

消費税10%への引き上げ時期の延期は、少子化対策に致命的な遅れをもたらします。

1 待機児童解消の流れを逆行させ、女性の就労にも支障をきたします。

・新制度により0～5歳児の5割弱が保育所等に通える受け皿が整備されます。パートで働く女性も含めた潜在的な保育ニーズにも対応する予定ですが、それができなくなります。
(新制度の前倒しとして政府が打ち出した「待機児童解消加速化プラン」(2013-2017)により、待機児童数は徐々に解消されつつありますが(今年4月段階で21,371人：前年比-1,370人)、なお絶対数は大きく、特に0～2歳の割合が高くなっています。)

2 幼児教育・保育の質の改善ができません。

・消費税8%の段階では、保育の量の拡充がもっぱら優先されており、質の改善には手が回っていません。質の改善は2%増率によって恒久財源を得る予定であり、このことが大きな期待となっています。(参考2)

・質の改善とは、幼児教育・保育や地域の子育て支援に携わる人材の確保と処遇改善、研修等や認定こども園・幼稚園・保育所・児童養護施設等の職員配置の改善をいいます。

(参考3：現状の保育者給与と他職種との比較)

質の改善を通じて幼児教育・保育人材の確保ができなければ、施設のみ作っても運営ができません。結果的に量の拡充にも支障をきたします。

・全世帯に対応できる、幼保一体化をめざす認定こども園への移行の促進もおぼつかなくなります。

⇒ 増税先送りは、幼児教育・保育の質の改善・量の拡充に重大な影響を及ぼし、国策として進めてきた子育て支援の流れに致命的な影響を与えかねません

3 子育て世代やこれから子どもを産むかどうか思案にくれている世代にとって、1~2年のタイムラグは取り返しのつかないほどの重さがあります。

・子育て支援は、今、生まれ、育ちつつある幼い命にとっての現在進行形の支援です。
新制度の取組を遅らせることは、今、育ちつつある子どもへの支援を放棄することに他なりません。

・OECDは発達初期の重要性に鑑みて、既に90年代から質改善に重点的に投資しています。(例えば、フランスでは1990年代以降、経済的支援から保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を図る方向へ政策転換したことから、1990年代半ばより出生率が大きく回復しました)。

・ここ1~2年は団塊ジュニア世代の最後の出産可能時期です。

人口減少対策の効果が出るには長い時間を要するため、出生率回復が5年遅れるごとに、将来人口は300万人ずつ減少します。

⇒ 出産・育児に安心感を与えられるか、不安を解消できずに終わるか、今がその瀬戸際です。この時期を外すことは、少子化対策としてあり得ません。

4 事業者や地方への影響も深刻

・2012年に「社会保障と税の一体改革」の一環として成立した「子ども・子育て関連3法」のもと、消費税引き上げを前提に国・地方の各子ども・子育て会議で議論を重ね、各自治体はニーズ調査を実施して行動計画を策定するなど最大限の努力を払っています。来春スタート直前での方針転換は現場を混乱させ、政府への信頼失墜も避けがたいものがあります。

少子化対策の遅れは、子ども・子育て分野だけにとどまりません。

⇒「雇用」「介護」「医療」等、人々の暮らしの全てにかかわる問題です。

人口減がいわれている2050年という将来の問題でもありません。

⇒今、目の前の危機です。そして、日本の社会保障全体に深刻な影響があります。

「雇用」

1 女性が自らの意思に沿いながら職場、家庭、地域など広く社会で活躍できる環境を整えるという安倍政権の女性活躍促進。平成24年の内閣府の報告書によれば、日本の女性の就業希望者(342万人)が、仮に希望通りに就業することができれば、単純試算で約7兆円、GDP比で1.5%の付加価値が創造されるとされているように、既に始まっている人口減少の中で安定した日本経済の実現に重要な役割を果たすこととなります。

- 2 少子化がもたらす様々な問題は突如 2050 年に顕在化する訳ではなく、もはや「今、目の前にある危機」です。経済に活気がなくなれば（衰退すれば）雇用の維持もままならなくなる等、全ての人々の日々の暮らしに厳しい影響が及ぶことは、デフレが長期にわたった中で我々は痛感したはずです。子育て環境の拡充などを通じて女性の活躍を実現することは、子育て世代だけでなく全ての世代の人の生活に関わってくる問題です。

出産や子育ての直接的な不安に限らず、病気、介護、収入など、高齢期に至るまでの人生の数々の不安を社会保障制度で取り除くことも、現役世代が安心して子どもを産むことができるようになるための、少子化対策の重要なポイントです。

「医療・介護」

- 3 安心して医療をうけられる体制整備は、子どもや子育て世代にとっても重要です。
- 4 医療・介護分野では、高齢化などに対応して地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築を急ぐ必要がありますが、その実現に必要な財源手当てができなくなります（私が参加する社会保障制度改革推進会議の議論でも、安定財源確保の必要性が強く指摘されているところです）。
- 5 介護離職の若者が増加しかねません。
- ・30 歳未満の若者のうち 18 万人が介護しながら働いていると言われていています。介護分野は若者の有力な雇用の受け皿でもあり、処遇改善は若者にも大きなメリットがあります。
 - ・消費税 10%によって介護の受け皿が整備されなければ、介護離職の若者が増加しかねません。
 - ・介護人材確保上、重要な職員の処遇改善が平成 27 年度の報酬改定で対応できなければ、平成 30 年度まで対応できなくなります。
- ⇒ 医療・介護の充実は、高齢者のためだけでなく若い世代にも必須となります。
そのためにも消費税 10%への引上げが必要です。

結論 消費税引き上げによる目先の負担増にとらわれず、未来を支える子どもたちのために、そして、女性が活躍できる社会のために、「現在・未来への投資」としての意義を見出して、政治決断をお願いいたします。

- 1 消費税増税は若い世代を含む消費者にとって痛みを伴う面はありますが、日本の将来を考え、将来を生きる子どもや若い世代の暮らしを守るという長期的な視点に立つことが、より重要です。
- 2 若い世代の経済的な弱者に対する根本的な対応は、究極的には、全ての女性（または男性）が子育てをしながら安心して働ける環境を整備することに尽きます。
その上で、若い世代をはじめとして経済的な弱者への対策は、低所得者への給付を増やすといった対応策で補完すべきです（食料品に係る消費税負担分に対応する低所得者への給付は、今年の夏以降にようやく始まりましたが、来年 10%引き上げの際には、税率引き上げのタイミングにあわせて支給されるようにする必要があります）。
子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもとその保護者の幸せを願って、政治的にも超党派で議論してきた集大成です。実現に向けて最大限の努力を傾けるのが政治の使命であり、それは持続可能な社会保障制度の土台を築くことにほかなりません。
- 3 アベノミクスの第三の矢（成長戦略）の柱として女性の活躍促進を重点施策に掲げている安倍政権にとって、保育の量の拡大と共に質の向上をめざした新制度の着実な遂行とそのための財源確保を外す選択は、あり得ません。
- 4 急速に進む少子高齢化に直面している日本社会にとって、従来の 1970 年型社会保障制度は限界という危機感の中で、社会保障の充実に 2.8 兆円の消費税財源を投入し、若い人びとも含めて全ての世代が安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障の構築が急務です。
 - ・「医療」「年金」「介護」3 経費に「少子化対策」を加えた今般の社会保障・税の一体改革は歴史的な転換点です。消費税を予定どおり引き上げて子どもの支援を着実に実施していかなければ、社会保障の持続可能性・経済成長が危うくなります。
 - ・その中で子ども・子育て支援は最大の柱です。
その他の分野も含めた、27 年度の社会保障の課題は、**参考 4** の通りです。
仮に予定どおり消費税が引き上げられなければ、29 年度までに社会保障の充実に充てることが予定されている 2.8 兆円のうち、1.4 兆円超が確保できなくなります。
 - ・このように 27 年度、それに続く 28 年度は、社会保障にとって、非常に大事な年です。今、この大事な改革がストップすれば、日本の社会保障は致命的な痛手を被ることになります。
- 5 これまで述べてきたように、少子化対策、子育て支援の充実は、若い世代にとって、単に保育などのサービスを享受できるという直接的なメリットだけでなく、雇用継続による安定的な収入確保につながりますし、日本経済の活性化にも寄与します。また、深刻な社会問題となっている児童虐待を防止することによって、社会的損失を食い止めることにもつながるなど、目先の損得だけにとらわれた判断をすべきではありません。

6 少子化対策は、今、目前の危機を回避すると共に、未来への投資です。

社会保障と経済成長を車の両輪で展開することが、今の危機を乗り越える唯一の道となります。

新制度への投資と持続可能な社会保障制度の構築が安倍政権の最も重要な成長戦略であり、政治使命と考えます。

(参考1) 子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分） （抄）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・
税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋 附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議 （平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策 （平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5 制度・財政面での対応

（1）子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書 （平成25年8月6日）（抜粋）

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

（1）取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

（略）子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～ （平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

（4）少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

(参考2) 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目(案)

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	0.4兆円程度 ※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

○平成27・28年度において、「消費税率引き上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。

(出典:内閣府資料)

(参考3) 職員1人当たり給与月額(経営実態調査)

① 幼稚園

私立施設	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
全職種(常勤・非常勤)	261,840円 (10.2年)	263,340円 (10.3年)	250,752円 (9.1年)	236,695円 (9.8年)
園長(常勤)	504,017円 (27.4年)	505,869円 (27.1年)	499,649円 (29.1年)	455,990円 (32.3年)
教諭(常勤)	252,348円 (7.2年)	253,839円 (7.3年)	240,405円 (6.4年)	229,264円 (6.5年)
公立施設	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
全職種(常勤・非常勤)	332,590円 (14.1年)	333,294円 (14.2年)	299,101円 (12.5年)	—
園長(常勤)	507,478円 (32.1年)	511,051円 (32.2年)	307,886円 (27.0年)	—
教諭(常勤)	370,098円 (13.8年)	371,277円 (13.8年)	315,897円 (10.8年)	—

② 保育所

私立施設	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
全職種(常勤・非常勤)	259,385円 (9.4年)	262,438円 (9.6年)	207,396円 (6.0年)	256,863円 (7.5年)
施設長(常勤)	532,097円 (24.1年)	541,003円 (24.9年)	376,301円 (10.7年)	580,360円 (36.4年)
保育士(常勤)	255,415円 (9.9年)	258,441円 (10.1年)	203,921円 (6.7年)	252,383円 (5.8年)
公立施設	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
全職種(常勤・非常勤)	297,989円 (13.0年)	298,137円 (13.0年)	285,026円 (10.5年)	231,680円 (13.0年)
施設長(常勤)	545,053円 (33.6年)	545,089円 (33.6年)	547,685円 (34.0年)	485,617円 (2.0年)
保育士(常勤)	287,431円 (11.8年)	287,494円 (11.8年)	286,963円 (10.9年)	222,087円 (13.1年)

※ () 内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

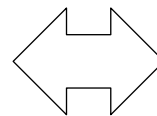
(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する現金給与 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	給与月額 ①+(②/12 月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

(参考4) 平成27年度の社会保障の課題

社会保障の充実
(財源)

10%に引き上げ
1. 8兆円強



8%のまま
1. 35兆円

子ども・子育て

○ 待機児童解消加速化プラン

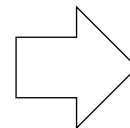
量: H29までに保育の受け皿40万人増。

0-2歳児を含め約5割の児童を受け入れ可能に

質: 保育士などの処遇の改善、配置される保育士数の増加

※ 認定こども園への移行

○ 放課後子ども総合プラン(小1の壁の打破)



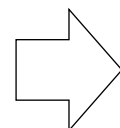
予定通りの実施は困難に

医療・介護

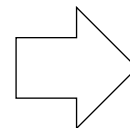
○ 医療提供体制改革 (H27から地域医療構想を策定)

○ 地域包括ケアシステムの構築 (介護基盤の整備)

○ 介護職員の処遇改善 ※ H27に介護報酬の改定



実現に必要な財源手当てができず

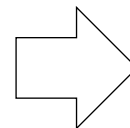


今回、対応できなければ、次の報酬改定のH30まで手当てできず

年金

○ 年金生活者支援給付金 (年6万円、対象者800万人)

11 ○ 受給資格期間の短縮 (25年→10年)(対象者17万人)



実施できず